

## 答申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した身体障害者手帳再交付処分に係る審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第1 審査会の結論

本件審査請求は、棄却すべきである。

### 第2 審査請求の趣旨

本件審査請求の趣旨は、東京都知事（以下「処分庁」という。）が請求人に対し、身体障害者福祉法（以下「法」という。）15条4項及び身体障害者福祉法施行令（以下「法施行令」という。）10条1項の規定に基づいて、令和6年2月15日付けで行った身体障害者手帳（以下「手帳」という。）の再交付処分（上肢機能障害及び下肢機能障害に係るもの）のうち、請求人の上肢機能障害（以下「本件障害」という。）に係る身体障害程度等級（身体障害者福祉法施行規則（以下「法施行規則」という。）別表第5号「身体障害者障害程度等級表」（以下「等級表」という。）による級別。以下「障害等級」という。）を4級と認定した部分（以下「本件処分」という。）を不服として、これを3級に変更し、総合等級を3級から2級に変更することを求めるものである。

### 第3 請求人の主張の要旨

請求人は、以下のことから、本件障害の障害等級を3級へ変更し、総合等級を2級へ変更することを求めているものと解される。

左手関節機能障害（4級）と判断されたが、実際は関節の障害ではなく、神経損傷による左手及び左腕の一上肢の著しい機能障害（3級）のため、今回の判断は不当である。

### 第4 審理員意見書の結論

本件審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、

棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のとおり審議した。

年 月 日	審議経過
令和7年 1月17日	諮問
令和7年 4月18日	審議（第99回第1部会）
令和7年 5月16日	審議（第100回第1部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

(1) 法15条1項は、手帳の交付申請は、都道府県知事（以下「知事」という。）の定める医師の診断書を添えてその居住地の知事に対して行う旨を定め、同条4項は、知事は、審査の結果、身体に障害のある者の申請による障害が法別表に掲げるものに該当すると認めたときは、申請者に手帳を交付しなければならないと規定する。

交付を受けた手帳の障害程度に変化が生じた場合の再交付について、法施行令10条1項は、知事は、手帳の交付を受けた時に比較してその障害程度に重大な変化が生じ、若しくは手帳交付を受けた時に有していた障害に加えてそれ以外の障害で法別表各項のいずれかに該当するものを有するに至った者から手帳の再交付の申請があったときは、厚生労働省令で定めるところにより、手帳を交付しなければならない、と定め、法施行規則7条は、同2条を準用し、手帳の再交付の申請は、法15条1項に定める医師の診断書及び同条3項に定める意見書等を添えて行う旨を定めている。

また、法施行規則5条1項2号は、手帳には障害名及び障害の級別を記載すべき旨を規定し、同条3項は、級別は等級表により定めるものとし、等級表においては、障害の種別ごとに1級から7級までの障害の級別（障害等級）が定められている。

(2) 東京都においては、手帳の交付申請者（再交付申請者を含む。）の障害が法別表に掲げるものに該当するか否か、並びに該当する場合における障害の種類及び障害の程度の別についての認定審査を適

切に行うため、東京都身体障害者手帳に関する規則（平成12年東京都規則第215号）を制定し、さらに同規則5条の規定による受任規程である「東京都身体障害認定基準」（平成12年3月31日付11福心福調第1468号。以下「認定基準」という。）を定めている。そして、認定基準8条は、「身体障害程度等級における個別の障害種目に係る認定基準については、別紙「障害程度等級表解説」とおりとする。」と規定しており（以下、同解説を「等級表解説」という。別紙2参照）、手帳の交付申請（再交付申請を含む。）に対しては、これらに則って手帳交付の可否の判断及び手帳に記載する障害名・障害等級の認定を行っている。

- (3) そして、処分庁が上記認定に係る審査を行うに当たっては、法15条1項及び法施行令10条1項の趣旨からして、提出された診断書に記載された内容を資料として判断を行うものと解される。

## 2 本件処分の検討

上記1の法令等の定め及び本件診断書の記載内容を前提として、本件処分に違法又は不当な点がないか、以下検討する。

### (1) 本件障害に係る等級表及び等級表解説

等級表が定めている肢体不自由に係る障害等級のうち、本件障害に関連する部分を抜粋すると、以下のとおりである。

級別	上肢の機能障害
1級	—
2級	4 一上肢の機能を全廃したもの
3級	3 一上肢の機能の著しい障害
4級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能を全廃したもの
5級	3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の著しい障害
6級	—
7級	1 一上肢の機能の軽度の障害 3 一上肢の肩関節、肘関節又は手関節のうち、いずれか一関節の機能の軽度の障害

また、認定基準7条は、二つ以上の障害が重複する場合の障害程度

等級について、重複する障害の合計指數に応じて、以下左表により認定することとし、合計指數は以下右表により各々の障害の該当する等級の指數を合計したものとするとしている。

合計指數	認定等級	障害等級	指數
1 8 以上	1 級	1 級	1 8
1 1 ~ 1 7	2 級	2 級	1 1
7 ~ 1 0	3 級	3 級	7
4 ~ 6	4 級	4 級	4
2 ~ 3	5 級	5 級	2
1	6 級	6 級	1
		7 級	0 . 5

そして、等級表解説において、本件障害に関するものとして記載されている部分を示すと、別紙2のとおりである。

ただし、等級表解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定に当たっては、その機能障害全般を総合した上で定めなければならないとしている（別紙2・第3・1・(4)）。

## (2) 本件障害（上肢機能障害）について

ア 等級表解説は、「四肢の障害は基本的には障害部位を個別に判定した上、総合的に障害程度を認定するものである。例えば、下肢の3大関節のうち足関節だけが筋力テスト、関節可動域等から全廃の状態で（他の関節は正常）、それにより歩行動作が不能の場合は、障害の部位を限定して足関節の全廃として認定することとする」（別紙2・第3・1・(6)）としているところ、本件診断書においては、本件障害に係る「障害名」は「左上肢機能障害」、「原因となった疾病・外傷名」は「左橈骨動脈損傷後、コンパートメント症候群後、C R P S」とされ（別紙1・I・①及び②）、「総合所見」は「左上肢機能障害：著しい障害」とされているものの（同・⑤）、

(ア) 参照図示では、上肢は左手部分のみに感覚障害及び運動障害がみられること、左手の握力が4 k gであること（右手の握力は4 6 k g。同・II・一）、

(イ) 左肩関節、左肘関節及び左手指については、筋力テスト（MM

T) 及び関節可動域 (ROM) いずれの記載もなく、正常と判断されること（同・III）、

- (ウ) 左前腕の筋力テスト (MMT) は回外・回内とも△（筋力半減）とされているが、関節可動域 (ROM) は160度あり、それほど制限が認められないこと（同）、  
(イ) 左手関節の筋力テスト (MMT) は背屈及び掌屈が×（筋力消失又は著減）とされ、関節可動域 (ROM) も60度と制限が認められること（同）、

以上から、本件障害は、一上肢（左）全体の機能障害とは判断できず、左手関節の機能障害として判断することが相当である。

以下、その程度について検討する。

イ 等級表解説は、手関節の全廃の具体例として、関節可動域10度以下のもの、徒手筋力テストで2以下のものを挙げ（別紙2・第3・2・(1)・エ）、この解説においてあげた具体例の数値は、機能障害の一面を表したものであるので、その判定にあたっては、その機能障害全般を総合したうえで定めなければならない（同・1・(4)）としているところ、本件診断書についてみると、

- (ア) 「動作・活動」の評価の欄のうち、左手単独動作の「はしで食事をする」、「コップで水を飲む」、「ブラシで歯を磨く」がいずれも×（全介助又は不能）とされていること、共働動作の「タオルを絞る」が×（全介助又は不能）、「背中を洗う」が△（半介助）とされていること（別紙1・II・二）、  
(イ) 左手関節の筋力テスト (MMT) は背屈及び掌屈が×（筋力消失又は著減。筋力0、1、2該当）とされ、関節可動域 (ROM) にも60度と制限が認められること（同・III）、  
(ウ) 左手の握力が4kgであること（同・II・一）、
- 以上から総合的に判断すると、本件障害は、左手関節の機能全廃（4級）と判断することが相当である。

### (3) 小括

以上のとおり、本件診断書によれば、本件障害の程度は「外傷による 上肢機能障害【左手関節機能障害】（4級）」と認定するのが相当であり、本件処分に違法又は不当な点は認められない。

### (4) 総合等級

請求人の上肢機能障害及び下肢機能障害を総合した障害程度につい

ては、認定基準7条により各々の障害の該当する等級の指數を合計した値により認定することとされる（(1)参照）。

認定基準に示された等級別指數表によると4級の指數は4であるから、請求人の上肢の機能障害（4級）、下肢の機能障害（4級）について、これらの指數を合算すると合計指數は8となるため、総合等級は3級となる。これは、請求人に再交付された手帳の総合等級に一致する。

### 3 請求人の主張についての検討

請求人は第3のとおり、本件処分の違法、不当を主張し、本件障害（上肢機能障害）の障害等級を3級に変更し、総合等級を2級とすることを求めているものと解される。

しかし、前述1・(2)のとおり、障害等級の認定に係る総合判断は、提出された診断書の記載内容全般に基づいてなされるべきものであり、本件診断書によれば、本件障害の程度は、認定基準及び等級表解説に照らして、障害等級4級と認定し、総合等級を3級とすることが相当であることは上記2のとおりである。

したがって、請求人の主張には理由がない。

### 4 付言

本件審査請求の結論を左右するものではないが、手帳交付時の等級内容に関する説明の必要性について、以下付言する。

本件のような処分手続について改善を要するのは、処分（特に等級認定にかかる部分）の理由提示が判定基準に即して十分になされていない点である。近時の裁判例を踏まえると、手帳の交付を通じて処分決定を申請者に通知する場合であっても、等級認定に係る部分に処分性が肯定されることからすれば、処分庁による処分の適正を確保し、申請者に事後の争訟準備に向けた検討情報を提供する趣旨からも、等級判定にかかる処分に際しては等級認定の結論だけではなく、判断過程に係る説明が必要である。

少なくとも、申請時に添付された診断書記載の等級より下位の等級で認定するなど、申請者が希望する等級とは異なる結果となることが明らかな場合には、手帳の交付とは別に、当該事案における等級認定に係る理由を申請者に具体的に書面で説明することが不可欠である。これまでも東京都における行政不服審査において、手帳の交付に関して、等級認定に関する不服が数多く申し立てられているが、そうした

申立てに共通する不服は、診断書に記載された内容と認定された等級との関係を十全に理解することが困難であることに起因するものが多い。このような申請者が抱える不服や疑問を解消する上では、審査請求手続における弁明書や審理員意見書によって初めて等級認定の理由が明かされるのは足りず、処分時（手帳交付時）に説明がなされる必要がある。

なお、等級内容に関する説明は、法や行政手続法から要請されることに鑑みれば、国から指示された書式等がないことは、上記説明を省略してよいことの理由とはならない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

大橋洋一、海野仁志、織朱實

別紙1及び別紙2（略）